

区づくり推進横浜市議員会議運営要領

制 定 平成 6年 5月25日

最近改正 平成25年 8月 9日

1 目 的

本市における個性ある区づくり推進費等について協議するため、各区に区づくり推進横浜市議員会議（以下「会議」という。）を置く。

2 招 集

会議は、市会議長が招集する。

3 構 成

会議は、当該区選出の市議員をもって構成し、互選による座長を置く。

4 協議事項

個性ある区づくり推進費に関して協議する。また、区の主要事業（区内において局が行う事業及び区配事業を含む）に関して必要に応じ協議する。

5 説 明 員

区長及び区局関係職員とする。

6 開催内容及び開催時期

開催内容及び開催時期は、次のとおりとする。

- (1) 個性ある区づくり推進費の翌年度予算案に関して、予算特別委員会の審査日程を考慮して開催する。
- (2) 個性ある区づくり推進費の当該年度執行計画等に関して、6月頃開催する。
- (3) 個性ある区づくり推進費の前年度実績と当該年度の執行状況及び翌年度予算編成の考え方に関して、決算特別委員会の審査日程を考慮して開催する。
- (4) 局が行う事業及び区配事業を含む区の主要事業に関しては、上記開催時に必要に応じて適宜協議する。

7 事 務 等

- (1) 会議の事務は区長が行い、会議の概要を記載した議事録を作成する。
- (2) 議事録は、会議の日時、場所、出席者、議題及び発言の要旨を記載する。
- (3) 座長は、議事録を議長に提出する。提出された議事録は、議長において、これを公開する。

附 則

この要領は、平成16年12月10日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年 8月 9日より施行する。